

## 特記仕様書

### 1. 適用

本特記仕様書は、「令和○年度 配水池不断水清掃業務」に適用する。

### 2. 目的

本業務は○○配水池及び○○配水池において、経年による底面堆積物を断水することなく、潜水土にて清掃するとともに、配水池内部の調査を行い、維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

### 3. 履行期間

契約日から令和○年○月○日まで

### 4. 履行場所及び清掃面積

(1) ○○配水池 ○○市○○町○○

RC 構造 2 槽式 内法 1 0 m × 5 m × 2 槽 底面積：○m<sup>2</sup>

(2) ○○配水池 ○○市○○町○○

PC 構造 1 槽式 内法Φ 2 0 m 底面積：○m<sup>2</sup>

### 5. 業務概要

潜水土が開口部より入槽し、底面に堆積した沈殿物を池外へ排出除去し、併せて池内構造物の点検調査を行う。

### 6. 施工体制

(1) 本業務は上水道の稼働施設内であることから、受託者において建築物飲料水貯水槽清掃業の登録をしていること。

(2) 本業務には潜水土と貯水槽清掃作業管理技士の資格を有する者を業務主任者として常駐させ、対外交渉、工程管理及び安全管理に努め、配水池等の内部清掃点検および補修作業の円滑な進捗を図ること。

(3) 潜水作業従事者は熟練・堪能な者であること。

### 7. 安全管理

(1) 作業に際しては、労働安全衛生法及び関係諸法令を順守し、従事者の安全を優先し業務にあたること。

(2) 清掃作業が他の作業・工事と競合、隣接する場合には、相互に協調を図るよう努力し、安全衛生に万全を期さなければならない。

- (3) 現場環境を常に良好な状態に保ち、作業に使用する機械器具類その他の資機材を常時点検して、作業従事者の安全を図ること。
- (4) 作業に伴い安全用具(ヘルメット、安全帯)を使用しなければならない。また、機器等は定められた用途以外には使用しないものとする。
- (5) 本業務施工に伴う危険及び災害防止のため、常に予防措置を講じ人名、財産その他に危害を及ぼさないように実施する。
- (6) 作業中に事故が発生した場合、直ちに作業を中止して応急措置を講じるとともに、担当者はもとより、関係機関等に連絡し、その指示に従い被害拡大の防止に努めこと。
- (7) 作業従事者の健康管理には十分注意を払い、体調不良の場合は入槽させないようにすること。

## 8. 衛生管理

- (1) 本業務は水道施設内での作業のため、衛生管理には十分留意し、常に清潔を保持すること。
- (2) 作業従事者は水道法第21条により、腸内細菌検査結果を着手前に監督員に提出すること。有効期間は履行期間を含む6か月以内とする。
- (3) 潜水作業従事者は高気圧健康診断の写しを着手前に監督員に提出すること。有効期限は履行期間を含む6か月以内とする。

## 9. 清掃作業

- (1) 受託者は、現場の状況を把握した上で、その期間内において最大の効果が期待できるよう担当者と協議し、適正に作業の工程管理を行わなければならない。
- (2) 潜水土は事前に配水池等の流入管、流出管等の位置を確認し、支障のないよう作業を行うこと。
- (3) 潜水土及び配水池内で使用する機材は毎回現場において次亜塩素酸ナトリウムにて消毒し、水道水に悪影響を及ぼすことのないよう注意する。(消毒液残留塩素濃度: 10mg/L以上)
- (4) 潜水土は水中有線電話を携帯し、常に通話可能な状態にしておくこと。
- (5) 潜水送気設備には貯気タンクと予備タンクを設置すること。
- (6) 潜水服は完全被覆型であり、手・頭髪等も水に触れないようにすること。
- (7) 潜水中の呼気は池内に放出せずに、回収して池外へ排出すること。
- (8) 潜水作業に使用する浮力ウエイトは鉛製のものを使用しないこと。
- (9) 稼働中の施設内での清掃作業のため、濁水の発生防止を徹底するだけでなく、安全かつ衛生管理を重視すること。
- (10) 配水池内への機材搬入時は、消毒したゴム手袋等を使用し、機材が直接人体に接触しないようにすること。

- (11) 清掃作業中はマンホール等開口部が解放されるため、養生シート等を使用し異物等が入り込まないようにすること。
- (12) 潜土工による排水は担当者の指示する場所に排水し、近隣住民に迷惑のかからないよう努めなければならない。
- (13) 清掃作業中、配水池内または水質に異常が発生した場合は直ちに清掃作業を中止し、担当者に報告して指示に従うこと。
- (14) 作業実施にあたり、関連設備に損害を与えないよう十分注意し行うこと。

#### 1 0. 施設内部調査

清掃作業に併せて、施設内部（配管類、水位計、昇降設備、壁面等）の劣化状況を調査し、報告書内に写真添付の上、報告すること。

#### 1 1. 提出書類

受託者は速やかに次の書類を提出すること

##### (1) 契約後の提出書類

- ・着手届
- ・工程表
- ・現場代理人届
- ・現場代理人経歴書
- ・許可登録証（建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書）
- ・資格免許証（潜土工、貯水槽清掃作業主任監督者）
- ・作業員名簿
- ・高気圧健康診断書
- ・腸内細菌検査結果

##### (2) 業務完了後の提出書類

- ・作業写真帳（作業前、作業中、作業完了後、内部点検調査）
- ・作業報告書
- ・完了届

#### 1 2. その他

本特記仕様書に定めのない事項または、疑義を生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。

以上